

令和8年度 パラスポーツクラブ振興事業 主な変更点等のお知らせ

1 助成内容の拡充

令和8年度限り

東京2020大会5周年の機を捉え、令和8年度に限り、特別な支援を行います

- 助成上限額を**30万円に増額**します
※助成年数にかかわらず、全団体一律の金額となります
- 事務費の助成上限を**10万円に増額**します
※競技用消耗品は税込単価10万円未満のものが助成対象です
- 拡充に伴い、令和8年度は申請期限が7月31日までに変更となります

令和9年度以降も継続

- **託児サービス利用料を最大2万円助成**します（上記の助成上限額に加算）
※託児サービス利用料の詳細は別紙をご参照ください
- 謝金の助成上限を**10,000円/日に変更**します
- 会場使用料の**助成上限（6,000円/日）を撤廃**します
※主催事業（競技会・大会／研修会・講習会）については、駐車場の使用料も助成対象となります



※詳細については、手引きをご確認ください（手引き3～7ページ等参照）

2 助成要件の追加

令和8年度より、「**TOKYOパラスポーツ・ナビ**」の登録を必須とします
こちらを活用して団体情報を公開してください

TOKYO **パラスポーツ・ナビ**



（手引き12～13ページ参照）

セルフチェックシートの作成・公表 (※令和6年度より助成要件)

本助成金を活用する団体は、「**スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>セルフチェックシート**」による自己説明を作成し、協会に提出してください。助成年度ごとに更新・作成したものを提出いただきます。

- ・ 様式は下記スポーツ庁ホームページよりダウンロードすることができます
- ・ 提出されたセルフチェックシートは協会ホームページで公表します
- ・ セルフチェックシートは**1年に1度更新が必要**です

【スポーツ庁HP】

- スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>



【参考動画】

- ガバナンスコードの意義や影響
- セルフチェックシート作成方法



(手引き13ページ参照)

その他の留意点 ※要綱と手引きを必ずお読みください！

● 報告書類の提出期間について

2月の最終活動日～2月28日です。

様式11（完了報告書）右上の提出日をご確認ください。

(手引き1ページ参照)

● 押印が必要な書類についてもメールでの提出が可能です

※押印入り原本をスキャンし、PDFデータでご提出ください。

※領収書等の証憑書類は、原本の提出が必須です。

(手引き9ページ参照)

● 当初の申請内容に変更が生じた場合は、計画変更が必要です

・ 予算内容に変更が生じた場合

(例) 事務費が5万円→10万円に変更

託児サービス利用料が0円→2万円に変更

・ 事業の実施内容に変更が生じた場合など

(手引き13～14ページ参照)

● 書類不備がある場合は、助成対象外となります

要綱・手引きを事前にご確認いただき、提出前にダブルチェック

のうえご提出ください。**押印もれや記載誤りにもご注意ください。**

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください

東京都障害者スポーツ協会 競技力向上課

電話：03-6265-6001 E-Mail：kyougishinkou@tsad.or.jp